



当別町

2022年

農業委員会だより

第10号
(令和4年1月発行)
当別町農業委員会
〒061-0233
当別町白樺町 57 番地 3
電話 0133(23)3279



令和3年6月17日に滝本委員が新たに加わりました

後列左から 目黒委員・佐々木（靖）委員・岸本委員・高野委員・佐々木（章史）委員・泉委員・古熊委員・石田委員
前列左から 森本委員・滝本委員・菊田委員・秋吉会長・青山会長職務代理・湯浅委員・狩野委員・山田委員

新年のご挨拶

会長 秋吉 稔之



新年あけましておめでとうございます。

日頃より、当農業委員会の活動に対し、農業者の皆様をはじめ各関係機関の方々の深いご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

令和2年以降、世界的に蔓延した新型コロナウイルスは、日本においては昨年11月以降から感染者が減少し、社会、経済活動が再開するなど明るいニュースも出てきております。農業分野でも、コロナの影響により農産物等の消費低迷による価格の下落など影響が出ておりましたので、社会、経済活動の再開に期待するところであります。

最後に、当別町農業委員会は地域の農業者を代表する組織として関係機関・団体の理解と連携のもとで当別町農業のさらなる振興と発展に努めてまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



新任農業委員の紹介

令和3年6月17日、滝本弘委員が新たに加わりましたのでご紹介します。

【担当地区】全域 【就任にあたり一言】



農業委員として与えられた役割を理解し、誠意を持って取り組み、地域農業、農地の維持、農地利用の最適化の推進などに向かい、力になればと思います。

退任された農業委員

令和3年4月16日をもって且見英和氏が退任されました。

【担当地区】全域
【期数】2期
【任期】
平成29年7月20日
～令和3年4月16日

お疲れ様でした！

農業委員会の活動状況

石田秀人委員

町政功労者賞 受賞

石田委員が長年の農業委員等の功績が認められ、11月3日令和3年度当別町表彰式で町政功労者賞を受賞しました。



受賞した石田委員

総会の様子

総会は、コロナウイルス感染防止対策として、席の間隔を空け、事前に資料を配布し、会議時間の短縮を図るなど、対策を実施しております。



現況確認調査

農地パトロール(8月17日～20日)

遊休農地の実態把握と発生防止のため、年に1回実施



7/16(青山方面)



弁華別



上当別



高岡



中小屋



農業経営と暮らしに役立つ農業総合専門紙
「全国農業新聞」を購読しませんか？

月4回金曜日発行
購読料：月700円
(送料・税込)

申し込みは、農業委員会事務局まで

お知らせ

農務課の移動について

令和3年4月1日から農務課(農務係・耕地係)が第2庁舎から役場本庁舎3階へ事務所が移動しました。

事務局職員の紹介

令和3年4月1日付で事務局職員の人事異動により次のとおり変わりました。

事務局長 野村 雅史
次長 栗谷 雄介
主幹 浦島 卓
係長 吉田 浩子
主任 作山 温史

どうぞよろしくお願いいたします。



当別町農業委員会ホームページ <http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/noui/>
こちらもぜひご覧ください

当別町・人・農地プラン今後の予定

アンケートの実施（終了） 地域の10年後の状況を地図化（終了）

①地域別の話合い（1月初旬頃予定）

アンケートの結果及び地図をもとに、地域で10年後の将来、地域の農地を誰が担っていくのかなどについて話し合いを行う予定でしたが、コロナウイルス感染防止のため、書面で行います。

②検討会の開催（3月に開催予定）

①の結果をもとに関係者による検討会にて意見を聴取した上で、話合いの結果を取りまとめます。

③プランの公表（3月下旬予定）

現況証明の申請方法について

○申請の土地が農地か非農地であることを証明します。法務局に「田・畑・牧場」と登記されている土地の地目を変更するときに必要な証明です。

○原則本人の申請ですが、代理人が申請、受領する場合は委任状が必要になります。また全部事項証明書に記載されている土地所有者の住所と現住所が異なる場合は、住民票の添付をお願いします。

○冬季間(12月～4月)は現地調査が行えないため、現況証明は受付しません。

●必要書類

- ・申請書(現況証明願)2部 ※申請書は農業委員会ホームページでダウンロードもできます。
- ・申請地の地番図1部 (法務局もしくは農業委員会事務局でも購入できます。)
- ・申請地の全部事項証明書(法務局で発行するもの)

●手数料 基本料1件 1,000円 1筆につき 農地等 500円 非農地 700円

※申請書提出により必ず農地以外と認められるとは限りません。

農業者名簿調査にご協力をお願いします！

農業委員会が管理する農地台帳の正確な記録を確保するため、世帯状況・農業従事日数等を調査します。

- 調査項目 住所・世帯状況・農業従事日数
- 様式送付 令和3年12月下旬・各農事組合を通じて調査票を配布または郵送
- 提出期限 令和4年1月21日
- 提出方法 持参・FAX(22-2680)・メール(noui@town.tobetsu.hokkaido.jp)
(様式は農業委員会ホームページからダウンロードできます)

※調査票を提出されない場合には、産地交付金・免税軽油等の手続きに必要な経営証明書の即時発行はできませんので、ご留意ください。

FAX0133-22-2680

令和4年 当別町農業委員会農業者名簿調査票

提出日: 令和4年 月 日

当別町農業委員会 御中 住所 当別町

(申請者代表) 氏名 _____

農地法第52条の2の規定により、農地台帳の正確な記録確保のため、令和4年1月1日現在の農地台帳の登録内容(農業者名簿)について、下記のとおり調査します。

世帯番号	氏名	性別	年齢	生年月日	農業者名簿登録状況(単位:日)		備考
					50日	20日(40日)	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

※記入注意事項
1. この調査票の記入事項は、すべて令和4年1月1日現在の状況を記入してください。
2. 調査の対象となる人は以下の条件を満たす方です。
(1) 30歳～60歳未満の間に農業に従事し、農業者名簿に登録している人。
(2) 上記の人の同居の親又はその配偶者であって、年間農事の日以上耕作に従事している人。
※兼業に就いている(専業主業の専業主業)を除く。
3. 経営を休んでいない(専業主業)の場合(経営を休止している)、経営者に調査票を提出してください。
4. 農業者名簿登録日数は概ね日数で当該農地等に○を付けてください。
必ず、令和4年 月 日までに農業委員会へ提出してください。

令和4年調査票

農業者年金に加入しませんか？

- こんな方が加入できます。
 - ①国民年金第1号被保険者 ②年間60日以上農業に従事
 - ③20歳以上 60歳未満の方
- 積み立て方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。
- 保険料はいつでも変更できます。
月々2万円から6万7千円まで
- 支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

※お問い合わせは農業委員会事務局またはJAまで



農地の賃借料情報

令和3年中に農用地利用集積計画で賃貸借されたデータを取りまとめましたので、農地を貸し借りしようとする際の目安としてください。

（10a当たり単位：円）

賃貸借された地区名	区分	平均額	最高額	最低額	筆数
青山・弁華別・茂平沢・六軒町・中小屋・金沢・樺戸町・若葉・上当別・下川町・本町市街地	田	15,700	19,000	11,000	100
	畑	7,200	7,500	7,000	3
東裏・蕨岱・対雁・川下・獅子内・高岡・ビトエ・当別太・太美市街地	田	17,600	19,500	13,000	129
	畑	6,300	8,000	5,500	23
当別ダム以北	田	—	—	—	—
	畑	—	—	—	—
当別町平均額	田	16,700	19,500	11,000	229
	畑	6,800	8,000	5,500	26

令和4年 総会日程と申請書の受付期限

申請書受付期限				総会日
農地法 3条、4条、5条	農用地利用集積計画	協議会	現況証明	
1月5日(水)	1月5日(水)	1月17日(月)	/	1月25日(火)
2月4日(金)	2月4日(金)	2月15日(火)		2月25日(金)
3月4日(金)	3月4日(金)	3月15日(火)		3月25日(金)
4月5日(火)	4月5日(火)	4月15日(金)		4月25日(月)
5月2日(月)	5月2日(月)	5月16日(月)	5月2日(月)	5月25日(水)
6月3日(金)	6月3日(金)	6月15日(水)	6月3日(金)	6月27日(月)
7月5日(火)	7月5日(火)	7月15日(金)	7月5日(火)	7月25日(月)
8月5日(金)	8月5日(金)	8月16日(火)	8月5日(金)	8月25日(木)
9月5日(月)	9月5日(月)	9月15日(木)	9月5日(月)	9月26日(月)
10月5日(水)	10月5日(水)	10月17日(月)	10月5日(水)	10月25日(火)
11月4日(金)	11月4日(金)	11月15日(火)	11月4日(金)	11月25日(金)
12月5日(月)	12月5日(月)	12月15日(木)	/	12月26日(月)

- 注1 受付日以降に申請された案件については、翌月の総会案件になります。
 2 新規就農等に伴う申請については、総会審議までに時間を要する場合があります。
 3 総会日程は、都合により変更になる場合があります。
 4 現況証明は、積雪により現地調査が困難となることから、12月～4月までの期間は受付しておりません。

●事前予約のお願い

申請や届出・相談（農地の転用・権利の移動、現況証明など）のお客様で窓口が混み合い、長時間お待ちいただくことや、職員が研修、会議等で不在の場合があります。
 大変お手数ですが、農業委員会事務局に事前予約の上、ご来庁いただきますようご協力をお願いします。

